

単品スライド条項の対象品目の拡充の概要

1. 現行

寒川町公共工事請負契約約款第 26 条第 5 項に基づき、「単品スライド条項」を適用し、「工事請負契約約款第 26 条第 5 項(単品スライド条項)運用マニュアル(町HP公表)」で対象品目を「鋼材類」と「燃料油」として運用している。

2. 拡充の内容

- (1) 今般の社会経済情勢（原油価格高騰等）を鑑み、著しい価格の上昇が見られる「アスファルト類」を令和 4 年度限りとして追加する。（想定材料：アスファルト混合物、乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルトなど。具体については工事毎の協議により決定する）
- (2) 変動後の価格の算出にあたっては、「実際の購入単価」が「物価資料の単価」より高い場合でも「実際の購入単価」を用いて変更することも可能とする（適正な購入金額であることを証明する書類（当該地域での市場取引価格が確認できる 1 社以上（実際の購入先を除く）の見積書）を添付）
- (3) 請求手続きは工事監督職員または契約担当職員へ事前の相談をすることとする
（その後、契約担当職員、工事監督職員、受注者の 3 者で協議及び変更額の確認をして、変更契約の対象となる場合は、運用マニュアルの請求手続き及び提出様式に基づき協議を進め変更契約をします。）